

(別紙)

随意契約理由

【導入経緯及び工事の目的】

- ため池防災テレメータシステムは、既存の民間システムを活用することで、安価なシステムを構築したものであり、観測されたデータの収集からサーバへのデータの送信、蓄積されたデータの閲覧まで、西菱電機株式会社が構築したシステムにより運用している。
- 今回の工事は、台風21号が大阪府を縦断した際、府内で大規模な停電が発生し、商用電源を利用している防災テレメータにおいても、最も雨が強く降っている時間帯に利用できない状況に陥り、システムの脆弱性が判明した。そのため、利用頻度が高まる台風の通過時間帯においても、安定した電源の供給が行えるよう無停電電源装置を設置するとともに、利用の拡大に対応するため観測設備を増設し、既設システムと一体利用できるようシステムの一部を改良するものである。

【随意契約の理由】

- 既設システムのアプリケーションソフトや構成機器は、いわゆる汎用機ではなく、セキュリティや機能性の面から専用に設計されたものであり、電気信号の変換・送信やソフトウェアのプログラムに独自の方式や技術が用いられていることから、本システムを製作した、西菱電機株式会社以外に本工事を遂行することはできない。
- また、観測局端末は、クラウドサーバとの通信用インターフェース仕様が西菱電機株式会社独自のシステムを利用するものであり、既設のシステムを利用するためには、同社の機種に限定される。
- さらに、無停電電源装置の設置に伴う動作確認においても、観測局端末の設置と同様の通信確認が必要であることから、西菱電機株式会社以外に本工事を遂行することはできない。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく要件に該当するため、当該システムの提供会社である西菱電機株式会社と随意契約を締結したい。